

1990年10月20日法律302号

テロ行為及び組織犯罪による被害者のための規定

(イタリア警察のHPに開示された2006年6月現在の修正条項文言を含む法律文章を翻訳した。ただし金額の変更については、脚注に新たな金額を示している。)

#### 第1条 給付対象となるケース

1. 国の領土内で展開したテロ行為及び民主的秩序破壊行為が原因でけがを負い、その結果恒久的障害を<sup>1</sup>被ったあらゆる人間を対象とするが、刑事訴訟法第12条に従い被害者が当該行為やその行為に関連した犯罪の実行に加担していないことが条件である。その場合、被った障害の度合いに応じて、最高で1億5千万リラ<sup>2</sup>が給付される。労働能力の消失を百分率で表しその1パーセント毎に150万リラ<sup>3</sup>が算出される。
  - 1-bis 当該の件につき他国で給付申請が行われた場合や給付が実施された場合、第1項の適用は行わない。<sup>4</sup>
2. 第1項の給付は、国の領土内で発生した刑法第416条 bis に示された結社のもくろむ犯罪的行為が原因でけがを負い、その結果として恒久的障害を<sup>5</sup>被ったあらゆる人間にも、以下の条件を満たした場合は適用される。
  - a) 刑事訴訟法第12条に従い、被害者が怪我の原因となった犯罪的行為やそれに関連した犯罪の実行に加担していないこと。
  - b) 被害者が事件当時、非行や犯罪の環境にまったく属していないと判明すること。しかし、けがの原因となった犯罪的行為に対し不本意に巻き込まれたと偶発性を証明できる場合、また被害者が過去に犯罪的な環境の中にあっただとしても当該事件発生時にはすでに関わりがなかったと判明した場合は例外とする。
3. 同様の給付は、国の領土内で第1項、第2項で示されるような犯罪行為の予防もしくは抑制のための作戦行動の展開が原因でけがを負い、その結果恒久的障害を<sup>6</sup>被ったあらゆる人間にも、けがをした本人が作戦対象の犯罪行為と何の関係もないという条件の下、適用される。
4. さらに当第1条の給付は、第3項のケース以外に、国の領土内で展開した当第1条に示される行動や作戦の際、警官、警察職員または当局の公安委員、公安職員のために、法的に書面で依頼されるか現行犯の場合は口頭で依頼されて行った支援活動若しくは救急支援が原因でけがを負い、恒久的障害<sup>7</sup>を被ったあらゆる人間にも適用される。

<sup>1</sup> その後に続く『労働能力の4分の1以上の重度で』の文言は1998年11月23日法律407号で削除された。

<sup>2</sup> 2004年8月3日法律206号でこの金額は20万ユーロに変更された。

<sup>3</sup> 2004年8月3日法律206号でこの金額は2000ユーロに変更された。

<sup>4</sup> 2003年1月14日7号法律で追加された条項。

<sup>5</sup> 脚注の1に同じ

<sup>6</sup> 脚注の1に同じ

<sup>7</sup> 脚注の1に同じ

5. 当第1条の目的に鑑みて、労働もしくは雇用関係を不能とする恒久的障害とは労働能力の5分の4に値する障害を指す。

## 第2条 特別給付の増額

1. 1980年8月13日付け法律466号<sup>8</sup>で規定された特別給付金1億リラは、当法律の発効日以降に発生する事件に関しては、1億5千万リラに増額される。

## 第3条 終身手当としての受益者の選択権<sup>9</sup>

1. 労働能力の3分の2以上の障害を被った公務員を含むイタリア市民は、第1条の規定に関し一括給付金に代えて、労働能力の損失に応じて決められる障害の重度1%につき月額12000リラの、終身手当を選ぶことができる。

## 第4条 遺族への給付

1. 第1条に示された行動や作戦の展開が原因でけがを負い、その結果として生命を失った人間の家族に対し、1980年8月13日付け法律466号第6条及び1981年12月4日付け法律720号第2条の置き換えにより、対象者が複数の場合も含め総額で1億5千万リラの金額<sup>10</sup>が給付される。
2. 第1項の給付は、被害者の親戚でもなく近い人間でも配偶者関係にない人間であっても、事件の前3年間被害者に扶養されていた同居人であると判明する者及び内縁関係の妻又は夫に対しても行われる。これらの人間が対象者になる場合は、1980年8月13日付け法律466号第6条に述べられた優先順位の中の、被扶養の兄弟姉妹の後に置かれる。

## 第5条 終身手当としての遺族の選択権<sup>11</sup>

1. イタリア市民権を有する配偶者若しくは内縁関係の同居人及びイタリア市民権を有する二親等以内の被扶養親族は、第4条1項に規定する給付の全体若しくは一部の受取人であった場合、優先順位に従い、以下に示す金額の一身専属性終身手当を選択することができる。
  - a) 給付対象者が3名以内の場合、月額600,000リラ
  - b) 給付対象者が4～5名の場合、月額375,000リラ
  - c) 給付対象者が5名を超える場合 月額300,000リラ

## 第6条 給付手続き開始の方法と期限

1. 当法律が定めるケースに該当する場合、当事者は、当該事件に関わる確定判決の後3か月以内に申請書を提出せねばならない。<sup>12</sup>
2. 公務員の殉職に該当する場合は、申請からすべての手続きは当局で行われる。
3. 当法律の発効日以前に発生した事件に関わる便宜については、いかなる場合も当事者の申請によっ

<sup>8</sup> 公務員と協力的活動をした民間人を対象にした法律

<sup>9</sup> 1998年法律407号で、給付金と両立して受け取れる終身手当が創設され、金額も変わった。

<sup>10</sup> 2003年11月28日大統領令337号でこの金額は20万ユーロに変更された。

<sup>11</sup> 1998年法律407号で、給付金と両立して受け取れる終身手当が創設され、金額も変わった。

<sup>12</sup> 元の文言“事件から2年以内”は1988年11月23日407号法律で変更された。

て手続き開始となる。

#### 第7条 決定の基準と司法判断の関連

1. 関係行政機関らは当法律の定める便宜の供与について、司法判決の内容を基に決定を下す。それは最終審でなくとも構わない。また、司法判決との関連なく、行政が決定を行う場合には、入手された情報及び調査結果を基に決定する。
2. その目的において、関係機関らはけがを引き起こした犯罪的行為の性質について、実際のけがとそれとの因果関係について、当法律が便宜の供与のために規定する各必要条件の合否について、判断を述べる。
3. 司法判決がまだないものの、便宜の供与に肯定的な決定に至った場合、関係機関らは、当事者の要求があれば、当法律の規定に叶う場合で事前に明確な選択を行使した場合には、終身手当のみについて給付の決定を下すことができる。あるいは、一括給付金の場合、給付金総額90%の額の<sup>13</sup>仮払いを決定することができる。
4. 第3項の場合、第一審判決の結果が出た後担当行政機関らはその内容を吟味し、便宜供与の必要条件にいまなお叶っているかを検証し、終身手当の確定若しくは一括給付金残金の支払いについて、合否を決める。いずれにしろ、20%までに限定してすでに給付された分<sup>14</sup>の再支給はない。
5. 司法判決がまだない間に便宜供与が否認された場合、関係機関らは、第一審の判決が明らかになった時点で、その内容を吟味し、前決定の確認又は変更を行う。
6. 前各項の定めに従って下された決定は、司法への異議申し立てのケース以外、確定である。第一審判決の時の尺度と確定判決の内容におけるそれとの間にもし不一致が生じたとしても、既に支払われた便宜供与には、無関係である。

#### 第8条 給付金の再評価

1. 当法律が定める終身手当については、ISTAT（政府中央統計局）の公式データを基に算出した前年のインフレ率に依り、毎年自動的に再評価されることとし、さらにIRPEF（所得税）が免除される。
2. 当法律が定める給付金の各々は、第1項の基準で支払日に再評価され、IRPEF（所得税）が免除される。

#### 第9条 戦争被害者対象の便宜の適用

1. 戦争被害による民間人身体障害者及び民間人死亡者遺族のための現行法律規定は、当法律の内容と整合性を有するので、イタリア国内で発生したテロ行為を原因とする民間人障害者及び死亡者<sup>15</sup>とその家族にも適用される。

<sup>13</sup> 2003年2月4日大統領令13号及びその関係法律2003年65号で“20%”から“90%の額”に変更された。

<sup>14</sup> 元の規定では20%まで仮払いされた。

<sup>15</sup> 1988年11月23日407号法律で“死亡者”が追記された。

2. テロ行為による民間人障害者と死亡者<sup>16</sup>、及び組織犯罪被害者<sup>17</sup>の身分については、内務大臣による省令が示す方法に従い、居住地の prefetto-政府代表事務所長から証明書が発行される。

#### 第 9-bis 条 便宜享受の条件<sup>18</sup>

1. 当法律の定める便宜を与える上で、受益対象者はいずれも、第 1 条 1,2 項に示すごとくテロや犯罪行為の遂行及び非行的環境とまったく無関係であることが条件として要求される。

#### 第 10 条 便宜の独自性と損害賠償との競合

1. 当法律が定める給付金や終身手当は、けがを負った本人や受益対象者の経済状況や年齢とは無関係に、また犯罪を引き起こした責任者に対し損害賠償請求の権利者であっても、支給される。
2. しかしながら、受益者が既に損害賠償金を受け取っている場合、その金額が支給総額から差し引かれる。終身手当支給の場合、年間受け取り額を 75 から年齢の数を引いた数字で掛け合わせ手当の総額を算出し、その金額から差し引くこととする。
3. 損害賠償がまだ支払われていない場合、責任を有する者に対し、給付金の総額若しくは終身手当の総額の範囲内で、政府が受益者の権利の代位をする。

#### 第 11 条 事件への不本意な関与と正統なる武器の使用

1. 法律の定める便宜適用の上で、犠牲者又はけがを負った当事者が、事件発生時に偶発的に不本意な関与を行ったとしても、それが過失であっても<sup>19</sup>、また正統なる武器の使用があったとしても、これを無関係とする。

#### 第 12 条 過去に発生した事件

1. 当法律の定める便宜は 1969 年 1 月 1 日<sup>20</sup>以降に発生した事件の被害者とその遺族に適用される。
2. 第 1 条第 1 項に予見される出来事に関し、当法律の定める便宜は 1969 年 1 月 1 日以降に発生した事件に適用される。[ その場合において、第 6 条 1 項に規定された当事者の申請書提出する為の 2 年間の期限は、当法律の発効の日から数えられる。<sup>21</sup> ] 本項に示された便宜は、受益権利者に対して、1990 年 1991 年の 2 年間に総額のそれぞれ 55%、45%の額が支給される。
3. 1980 年 8 月 13 日法律 466 号の規定とその後の修正条項に従い、特別給付金の名目で既に支給された金額は、当法律の規定に従って、算定し直しの対象となる。<sup>22</sup>

#### 第 13 条 便宜の重複

1. 当法律が規定する終身手当は、けがを負った当事者若しくは受益者の状況如何に係わらず、同一の理由により供与された若しくは供与可能な継続的性格の公的支援金と、重複して受け取ることはできない。
2. 同じく、当法律が定める給付金は、怪我を負った当事者若しくは受益者の状況如何に係わらず、同一の理由により供与された若しくは供与可能な非継続的性格の一括支給される公的支援金と、重複

<sup>16</sup> 1988 年 11 月 23 日 407 号法律で“死亡者”が追記された。

<sup>17</sup> 1988 年 11 月 23 日 407 号法律で“組織犯罪犠牲者”が追記された。

<sup>18</sup> 1996 年 12 月 23 日 662 号法律で追加された条項

<sup>19</sup> 2000 年 12 月 23 日 388 号法律で“それが過失であっても”が追加された。

<sup>20</sup> 元は“当法律発効日以降”であったが、407 号で変更された。

<sup>21</sup> 1998 年 407 号法律でこの期限は廃止された。

<sup>22</sup> 1998 年 407 号法律で修正された部分。元は対象にならなかった。

して受け取ることはできない。

3. 重複できない他の公的便宜があった場合、同一の理由によって受給可能な他のあらゆる公的支援金を辞退する旨の、当事者からの明確で不退転の選択が要求される。
4. 当法律の発効前における事件に関して、当法律で考慮されると同じ状況により、継続的性格の公的扶助金が当事者に既に支給されている場合には、第3項に示す選択権は行使できない。
5. 第4項に述べる同一の事件に関し、既に支給された一括給付金の金額と当法律の規定するそれとの間の差額については、これを受け取る権利が認められる。

#### 第14条 行政機関での優先的就労の権利<sup>23</sup>

1. 第一条に述べられた作戦若しくは行為の結果死亡又は80%以上の割合で労働能力を失った障害者の配偶者、子供及び両親は、それぞれが行政機関・公共機関及び民間企業に、1968年4月2日482号法律、1977年6月1日285号法律及びその後の修正に従い、その法律の示す他のあらゆるカテゴリーに優先して雇用される権利を有する。

#### 第15条 医療費自己負担の免除

1. 第1条に示された行為の結果としてけがを被ったイタリア市民は、<sup>24</sup>あらゆる医療サービスの提供に対して、自己負担金を免れる。
2. 当法律が発効して60日以内に、厚生大臣は内務大臣の協力の下自ら省令を発し、第1項の免除について、その実施手順を決定する。

#### 第16条 実施の手順

1. 当法律の実施手順は、1980年11月18日の官報316号に発表された1980年10月30日付け内務大臣の省令及び1983年10月25日の官報293号に発表された1983年7月11日付け省令による修正に規定されているとおりであるが、内務大臣が外務・法務・財務・国庫・防衛・農業・森林各大臣との協力の下、補完的規定、修正規定について省令を発した場合は、それらに従う。

#### 第17条 規定の廃止

1. 1980年8月13日466号法律第5条は1981年12月4日720号法律第1条に置き換えられたが、その規定は廃止される。

#### 第18条 財源

1. 当法律の実施により必要とされる金額は、1990、1991、1992の各年それぞれ121,850百万リラ、109,750百万リラ、50,500百万リラであり、次のような財源を見込む。
  - a) 1990年については、テロリズムの犠牲者の為の補償費として特定された予算100億リラ、出版業負債再計画の予算の一部から320億リラ、第13回国勢調査1991及び第12回製造業・商業・サービス業・手工業産業調査1991の予算500億リラ、軍役に関する法律改革 予算の一部から200億リラ、司法協力者保護の為の新規定 予算の一部から98,5億リラを、1990-1992の3か年予算の中から振り向ける。

<sup>23</sup> 1999年68号法律でこの条項は廃止された。

<sup>24</sup> 文言“当法律が規定する事件を原因とする治療の”が407号で廃止された。

b) 1991 年 1992 年については、テロリズムの犠牲者の為の補償費として特定の予算が各年 100 億リラ、第 13 回国勢調査 1991 及び第 12 回製造業・商業・サービス業・手工業産業調査 1991 予算から 1991 年は 997,5 億リラ、1992 年は 405 億リラを、1990-1992 の 3 か年予算の中から振り向ける。

2 . 国庫省は省令を発して、これら予算変更を具体化する権限を有する。

#### 第 19 条 発効の日

1 . 当法律は、官報に公表される翌日に、発効する。